


# 電気標準約款以外の供給条件

(電気料金の割引に係る特別措置)

2025年1月1日実施

 東北電力株式会社

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用条件

この電気標準約款以外の供給条件は、当社が定める電気標準約款〔高圧〕または電気標準約款〔特別高圧〕(2024年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。)および電気供給実施要綱(以下「実施要綱」といいます。)にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

適用期間は、2025年2月の料金にかかわる計量期間等の始期から2025年3月の料金にかかわる計量期間等の終期までといたします。

### 3 燃料費調整単価等

#### (1) 燃料費調整単価等

2(適用期間)に定める適用期間において使用された電気に係る電力量料金に適用する燃料費調整単価等は、標準約款別表2(燃料費等調整)によって算定された燃料費調整単価から(2)に定める割引単価を差し引いた値といたします。

ただし、2(適用期間)に定める適用期間において使用された電気に係る電力量料金に、次の燃料費調整単価等の適用を受ける場合には、適用する燃料費調整単価等は、(2)に定める割引単価を差し引いた値といたします。

イ 実施要綱の附則(料金についての特別措置)によって算定された燃料費調整単価

ロ 実施要綱の別表(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整単価

#### (2) 割引単価

割引単価は、以下のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円00銭
------------	-------

### 4 その他

その他の事項については、標準約款および実施要綱に定めるところによるものといたします。